

岸和田市男女共同参画推進計画 <平成28年度実施計画>

【基本課題Ⅳ】 労働分野における男女共同参画の仕組みづくり

基本課題	基本施策	施策の方向	平成28年度実施計画	担当課
1. 性別に関わらず個性を発揮できる職業意識の醸成				
Ⅳ	1	① ア	●子どもたちが性別にとらわれず、さまざまな職業を選択することができるよう、小中学校を中心としたキャリア教育を推進する。	人権教育課
Ⅳ	1	① イ	●新規学卒者及び中途採用希望者への企業説明会を行い、自己のキャリアや職業選択について考えるきっかけ作りの場を提供する。	産業政策課
Ⅳ	1	① イ	●市のホームページ等を利用して、職業選択について考えられるよう啓発を行う。	人権推進課
Ⅳ	1	① ウ	●市内の就職希望の高校生を対象にした就職ガイダンスを開催し、若年層に対して職業意識を醸成する。 ●ハローワークを中心とした関連機関からのパンフレット等を活用し、周知及び啓発に努める。	産業政策課
Ⅳ	1	① ウ	●性別にとらわれない職業選択ができるよう情報・資料を収集し、市のホームページ等を利用して提供する。	人権推進課
2. 多様な働き方に対応できる仕組みづくり				
Ⅳ	2	① ア	●労働局等、関連機関からのパンフレット等を活用し、法律・制度の周知を図る。	産業政策課
Ⅳ	2	① ア	●講演会等において、就労に関わる法律・制度の周知や啓発を行う。	人権推進課
Ⅳ	2	① イ	●職員、弁護士及び社会保険労務士による各種相談を行う。	産業政策課
Ⅳ	2	② ア	●労働局等、関連機関からの資料を収集し、実態把握に努める。	産業政策課
Ⅳ	2	② ア	●働く女性の労働の実態について把握するため「仕事と家庭生活を考える調査」を実施する。	人権推進課
Ⅳ	2	② イ	●看護師等の随時募集、臨時募集を行い、再就職を促進する。	経営管理課
Ⅳ	2	② イ	●再就職支援講座として介護職員初任者研修などを開催し、周知を図り参加を促す。	産業政策課
Ⅳ	2	② イ	●女性労働協会やハローワークから講師派遣の支援を受けるなど、関連機関と連携し、再就職支援のパソコン講座を開催する。 ●【Ⅱ-2-②-イ】参照	人権推進課（女性センター）
Ⅳ	2	② ウ	●ハローワークやその他関連機関の求人情報誌等で周知及び啓発に努める。	産業政策課
Ⅳ	2	② ウ	●ひとり親家庭の母親及び父親に対し、就職に繋がる教育訓練講座等の受講や1年以上の養成機関で資格取得のため修学する一定期間に係る生活費に相当する費用を金銭的な支援並びに就職活動支援などの支援制度について、広報活動を積極的に行う。	児童育成課
Ⅳ	2	③ ア	●岸和田市創業支援事業計画に基づき、岸和田商工会議所における創業セミナーの開催と、創業時の事業の用に供する建物の改築及び改装に係る工事費の補助を実施する。	産業政策課
Ⅳ	2	③ ア	●【Ⅳ-2-②-イ】参照 ●起業をめざす女性向けにも関連資料等の情報提供を行う。	人権推進課（女性センター）

基本課題	基本施策	施策の方向	平成28年度実施計画	担当課	
3. 男女共同参画推進のための事業所への取り組みの強化					
IV	3	① ア	●社会福祉法人、保育所、介護・障害の事業所に対して指定・指導・監査等を行ううえで、法律に基づく男女平等な雇用と待遇の実現について啓発を行う。	広域事業者指導課	
IV	3	① ア		●雇用・労働に関する基礎知識講座を開催する（平成28年度は2回開催予定）。	産業政策課
IV	3	① ア		●男女平等な雇用と待遇のため、講演会等において法律に関する周知、啓発を行う。	人権推進課
IV	3	① イ		●労働局等、関係機関からのパンフレット等を活用し、周知及び啓発に努める。	産業政策課
IV	3	① イ		●講演会等において、女性の就労環境の改善に向けての啓発を行う。	人権推進課
IV	3	① ウ		●家族経営協定の推進など、農林水産業における就業条件や作業環境の改善、整備が図られるよう働きかける。	農林水産課
IV	3	② -		●事務分担は性差なく配分する。監査事務の執行においては、全員参加によるミーティングを行い、技術や知識の共有を図る。	監査事務局
IV	3	② ア	●ハローワークや大阪府総合労働事務所等、関係機関を通じて実態把握に努める。	産業政策課	
IV	3	② ア	●事業所における男女共同参画についての実態を把握するための調査の実施に向け、情報収集を行う。	人権推進課	
IV	3	② イ	●「岸和田市男女共同参画推進条例」及び「岸和田市男女共同参画推進計画－第3期きしわだ女性プラン－」のチラシを活用し、周知及び啓発に努める。	産業政策課	
IV	3	② イ	●人権啓発企業連絡会に加入している事業所に対し、岸和田市男女共同参画推進計画の周知を図るとともに、男女共同参画フォーラム参加についての働きかけを行う。	人権推進課	
IV	3	② ウ	●労働局等、関係機関からのワーク・ライフ・バランスに関するパンフレット等を活用し、周知及び啓発に努める。	産業政策課	
IV	3	② ウ	●ワーク・ライフ・バランスについての啓発…【Ⅲ－2－①－ア】参照	人権推進課	
IV	3	② エ	●関係機関にパンフレット等の配架を依頼し、支援策等の情報提供を行う。	産業政策課	
IV	3	② オ	●「岸和田市男女共同参画推進条例」及び「岸和田市男女共同参画推進計画－第3期きしわだ女性プラン－」のチラシを活用し、周知及び啓発に努める。	産業政策課	
IV	3	② オ	●人権啓発企業連絡会に加入している事業所等に対し、セクシュアル・ハラスメントを防止するための働きかけを行う。	人権推進課	